

事業主の皆さんへ

従業員の個人住民税は特別徴収で納入ください

市と県では、事業主が毎月従業員に支払う給与から、個人住民税（市民税・県民税）を天引きで納入する「特別徴収」を推進しています。

◎問い合わせ 市民税課 ☎23-7169

個人住民税の特別徴収とは

所得税の源泉徴収と同じように、毎月支払う給与から個人住民税を天引きして、事業主が従業員に代わって納入する制度です。

特別徴収は事業主の義務です

所得税の源泉徴収義務のある事業主は、法律の規定により、原則、個人住民税の特別徴収を行うことが義務付けられています。市はその事業主を特別徴収義務者として指定します。市は、毎年5月末までに「特別徴収額決定通知書」で個人住民税額を事業主にお知らせします。事業主は、給与から天引きした個人住民税を、翌月の10日までに各従業員の住所地の市町村へ納入します。

※特別徴収の手続きなど詳しくは、市ホームページを確認ください



対象となる従業員

前年中に給与の支払いを受けていて、かつ当年の4月1日において給与の支払いを受けている従業員が、特別徴収の対象者です。ただし、給与の支払いが不定期であるなどの理由がある場合は、普通徴収（個人納付）で納めることができます。

従業員のメリット

- ・1年分の税額を12回（6月から翌年5月まで）に分けて納めるので、1回当たりの納税負担が少ない
- ・毎月の給与から天引きされるため、納め忘れがない
- ・納税のために、金融機関などに行く必要がない

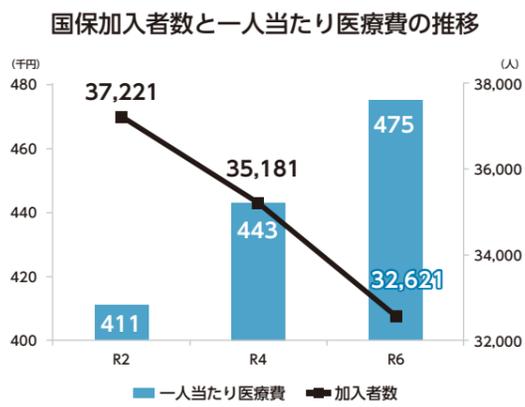
国民健康保険（国保）の健全な運営に協力ください

国保は、病気やけがをしたときに医療費などの負担を軽くするため、全ての加入者がお金を出し合って互いに助け合う制度です。今回は、国保の運営に大きな影響を与える医療費の現状や、国保税の状況について紹介します。

◎問い合わせ 保険年金課 ☎23-2127

増え続ける医療費

加入者数が年々減少する一方で、高齢化や医療技術の高度化に伴い、1人当たりの医療費は増加傾向にあります。令和6年度の1人当たりの医療費は約47万5千円でした。



医療費の抑制のために

● 定期的な健康診断の受診

特定健診を定期的に受診し、病気の早期発見や早期治療を心掛けましょう。

● 医療費通知書の確認

市は、治療にかかった医療費額を年6回通知しています。自己負担額を確認して、医療費に対する関心を高めましょう。

● ジェネリック医薬品の利用

新薬に比べて価格が安いので、支払う代金の軽減や医療費全体の抑制にもつながる「ジェネリック医薬品」を利用しましょう。
※ジェネリック医薬品は、新薬と同じ有効成分で作られていて、同等の効果があります。また、味や臭いの改善、保存性の向上など、さらに工夫されたものもあります

地方税ポータルシステム eLTAXが便利です

市では、個人住民税の給与支払報告書や特別徴収に係る各種手続きについて、地方税ポータルシステム「eLTAX」を利用した申請書などの受け付けを行っています。ぜひ利用ください。

自宅やオフィスで手続き！

窓口に行かなくても8時30分から24時までインターネットで手続きを行うことができます。
※土・日曜日や祝日、年末年始を除く

給与支払報告書や源泉徴収票を一括提出！

国や市のそれぞれに提出義務がある給与支払報告書・源泉徴収票を、一括して提出できます。

電子納税が便利！

個人住民税（特別徴収分、退職所得分）と法人住民税が電子納税できます。

利用届出の提出など詳しくは、eLTAX ホームページを確認ください。また、eLTAX の利用について不明な点などは、eLTAX ホームページの「よくある質問」を確認ください。

※スマートフォンからは、利用届出などの手続き、問い合わせフォームやアンケートの利用はできません



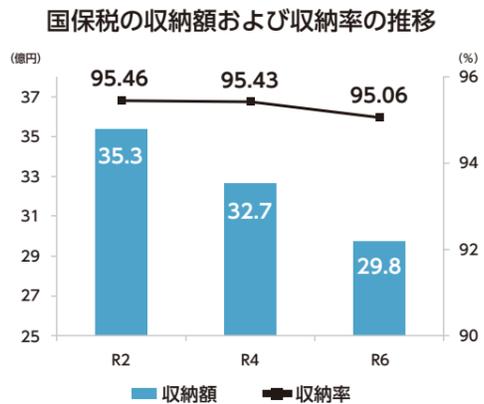
eLTAX ホームページ



eLTAX よくある質問

国保税の収納率・収納額

令和6年度の国保税の収納率は95.06%。国保加入者の社会保険や後期高齢者医療保険への移行による加入者減少に伴い、収納額は減少傾向にあります。



● 財産調査・差し押さえによる滞納処分

滞納者に対して、財産の調査に基づき、預貯金など財産の差し押さえを行っています。

□ 口座振替の促進

納め忘れを防ぐため、口座振替を促進しています（ウェブ申し込みも可）。申し込み方法など詳しくは、問い合わせください。

マイナンバーカードを健康保険証として利用ください

令和6年12月2日以降、従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証（健康保険証として利用登録を行ったマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行しました。マイナ保険証は、マイナポータルや医療機関などで利用登録が必要です。
※マイナ保険証がない人は、「資格確認書」を医療機関などで提示することで、これまで通り保険診療を受けることができます。資格確認書は、対象者へ7月中旬に郵送済みです

